

公共工事を受注される建設業者の皆様へ



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成27年4月1日より、 改正建設業法・改正入札契約適正化法が施行されます

I. 経営事項審査の審査項目が追加されます

- 若手技術者・技能労働者の育成・確保の状況が審査項目に追加されます
 - ✓ 満35歳未満の技術職員が15%以上いる場合には加点対象になります
 - ✓ 満35歳未満の技術職員が審査対象年度に1%以上新たに加わった場合には加点対象になります
- 評価対象となる建設機械の種類が追加されます
 - ✓ 加点対象となる建設機械に、移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダーが追加されます

※これらに伴い、申請様式が変更されます

※平成27年4月1日から7月29日までの間、再審査が受けられます

II. 入札時に入札金額の内訳書の提出が必要になります

- すべての公共工事の入札において、入札の際に、入札金額の内訳書の提出が必要となります

※詳細は各発注者にお問い合わせ下さい

III. 施工体制台帳の作成・提出が小規模工事でも必要になります

- 公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となります

<参考>改正公共工事品質確保法について

平成26年6月に「公共工事品質確保法」が改正されました。この法律により、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保を図るため、

- ・ 予定価格の適正な設定（歩切りの禁止等）
- ・ ダンピング対策の強化
- ・ 適正な工期設定や設計変更

などが発注者の責務として規定されました。

詳しくはこちら （検索サイトで「建設業法改正」で検索）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課 03-5253-8111（内線24756）